

## 特命随意契約理由書

585

件名	学校案内パンフレットの作成業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段中等教育学校2021年度入学者募集に向けて、本校受検予定者及び来訪者等に対して教育内容などの概要を写真・イラスト等を活用し視覚に訴えかけ、よりわかりやすくイメージできるパンフレット等の作成をする。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成30年度（平成30年度開始） （平成30年4月17日付、30千中等シ発第0022号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 2年 4. 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和2年度においてもプロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 アイガー 住所：東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー36階
※ 契約年月日	<sup>令和</sup> 平成 2 年 6 月 1 日
※ 契約金額	1,245,200 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年8月7日まで
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	災害対策用備蓄物資再活用支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	災害対策用物資の再活用について、配布先の選定や輸送、連絡調整の業務を委託し、物資の有効的な活用を推進する。
選定理由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品ロスの削減を推進する団体であり、区の災害対策物資を有効活用することについて、千代田区と覚書を交わしていること。</li> <li>2 区と協力し各種事業を実施する一方、自ら各種の事業やイベントを通じた食品の再活用を積極的に推進していること。</li> <li>3 備蓄物資の再活用について豊富な実績を有し、これまでの対応も良好であること。</li> </ol> <p>上記の条件について一部を満たすものは複数存在するが、隣接した区域で全てを満たすものは限定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 一般社団法人食品ロス・リボーンセンター</p> <p>住所 千代田区神田錦町三丁目 21 番地 ちよだプラットフォームスクエア</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 / 日
※ 契約金額	2,943,600 円 (消費税を含む)
	<b>※単価契約のため、契約金額は支出限度額</b>
契約期間	令和 3 年 3 月 31 日まで
担当課	災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	災害対策用備蓄物資再活用支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <b>委託</b> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	災害対策用物資の再活用について、配布先の選定や輸送、連絡調整の業務を委託し、物資の有効的な活用を推進する。
選定理由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <p>1 食品ロスの削減を推進する団体であり、区の災害対策物資を有効活用することについて、千代田区と覚書を交わしていること。</p> <p>2 区と協力し各種事業を実施する一方、自ら各種の事業やイベントを通じた食品の再活用を積極的に推進していること。</p> <p>3 備蓄物資の再活用について豊富な実績を有し、これまでの対応も良好であること。</p> <p>上記の条件について一部を満たすものは複数存在するが、隣接した区域で全てを満たすものは限定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 一般社団法人日本非常食推進機構東京事務所</p> <p>住所 東京都千代田区麴町三丁目1番8号</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 / 日
※ 契約金額	2,943,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和3年3月31日まで
担当課	災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

514

件名	神田警察通り協議資料等作成業務（第 319 号）
種類	工 事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> 測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区一ツ橋二丁目 2 番先～千代田区内神田三丁目 20 番先
概要	神田警察通りⅡ期工事のための協議会資料作成業務を行う。
選定理由	<p>本業務は、令和元年度に発注した「神田警察通り協議資料作成業務（第 327 号）」に続いて、Ⅱ期工事部分に関する関係機関協議や地元協議会等に向けた資料作成を中心に行うものである。</p> <p>本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、調査・点検及び予備設計内容、実施設計内容、道路管理者（都道）、交通管理者との協議経緯等を十分理解していることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。</p> <p>なお、従前の履行成績は良好である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社高島テクノロジーセンター 東京営業所</p> <p>所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号</p> <p style="padding-left: 40px;">パシフィックセンチュリープレイス丸の内 16 階</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 ( ) 日
※ 契約金額	11, 677, 600 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	入浴用粉末(さくらバス)の購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	地域資源を活用したおもてなし事業で使用するため、千鳥ヶ淵のさくらのエキス入りの入浴用粉末を購入する。
選定理由	婚姻届受理証明書を請求された方に、おもてなしの一環として、地域資源を活用したものを贈呈する事業を平成 30 年度より開始した。 地域資源を活用したものとして、区の花でもあるさくらを活用した製品がふさわしく、千代田区千鳥ヶ淵のさくらのエキス入りの入浴用粉末を採用している。当該製品は、下記事業者が発売元である。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方として選定する。
契約の相手方	名称 一般社団法人千代田区観光協会 住所 東京都千代田区九段南 1-6-17
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 / 日
※ 契約金額	1,027,200 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 15 日 (月)
担当課	地域振興部商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	災害対策用備蓄物資（温度計）の購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	出水期での避難所開設を想定して避難者用に感染拡大防止のための温度計を購入し、区内の各避難所に納品する。
選定理由	<p>昨年度から流行している新型コロナウイルス感染症が収束の見通しが立たない中、出水期には避難所の開設が想定される。現在、各避難所等で備蓄している温度計の在庫が不足しているため、出水期までに資材を調達し、避難所における感染拡大防止措置を緊急に講じる必要がある。</p> <p>下記業者は、出水期までに迅速に温度計を必要数用意し、かつ区内各避難所にそれらを納品することが可能な業者である。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 千代田事務用品事業協同組合</p> <p>住所 千代田区神田神保町2-20</p>
※ 契約年月日	令和 2年 6月 2日
※ 契約金額	1,952,500 円 (消費税を含む)
契約期間	令和2年6月30日まで
担当課	災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

525

件名	公園・公衆トイレリフレッシュ工事監理業務（第314号）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	公園・公衆トイレリフレッシュ工事の施工管理業務を行うものである。
選定理由	<p>本業務は平成30年度にプロポーザル方式により発注した「公園・公衆トイレのリフレッシュ設計等業務（第323号）」に続いて、工事監理を行うものである。</p> <p>本件は既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、設計内容を把握しておらず工事監理を円滑に行うことができないなど著しい支障があるものである。</p> <p>なお、下記業者は、「公園・公衆トイレのリフレッシュ設計等業務（第323号）（契約日平成30年5月17日）」を受託した事業者であり、その業務評価は良好である。</p> <p>以上の理由により、引き続き今回の業務について、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 空間デザイン</p> <p>住所 東京都豊島区巣鴨4-13-19</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 3 日
※ 契約金額	8,316,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月26日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

509

件名	RPA 試行導入及び RPA、AI ツールの活用検討支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	庁内業務における RPA・AI を利用したツール活用調査及び分析 RPA の導入 方針策定支援等
選定理由	1 プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 27 日付 30 千政企画発 0104 号 平成 31 年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 4 号 3 継続年数 1 年目 4 評価 良好な業務成績のため  継続 2 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 2 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 5 日
※ 契約金額	40,405,750 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日
担当課	政策経営部企画課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。



## 特命随意契約理由書

件名	国保オンライン資格確認等の実施に伴う国保システムの改修業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	国保オンライン資格確認の運用に伴い連携される国保情報集約システムに対応するため、既存の総合住民サービスシステムの国保システムを改修委託する。
選定理由	総合住民サービスシステムは、平成21年12月24日付21千政IT発第104号決裁でプロポーザルにより選定された下記業者が開発し、運用保守している。 本件は、国保オンライン資格確認の運用に伴い連携される国保情報集約システムに対応するため、総合住民サービスシステムの国保システムに新たに連携項目を追加する改修であり、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システムの開発者以外の者にプログラムの改修等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 電算 住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 5 日
※ 契約金額	3,762,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年2月28日 まで
担当課	保健福祉部 保険年金課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

546

件名	昌平童夢館地下1階プール系統エアハンドリングユニット部分改修工事
種類	工 事：土木・建設 <u>設備</u> ・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区外神田3丁目4-7
概要	本工事は、昌平童夢館地下1階プール系統のエアハンドリングユニット（一体型空気調和機）について、経年劣化により、動作不良となった機器の部分改修を行うものである。
選定理由	<p>本工事は、既存エアハンドリングユニットの部分改修を行うものであり、当該機器の施工にあたっては、既存部分と改修部分は密接不可分の関係にある。</p> <p>当該機器の部品は、専用部品として発注に基づいて製造されており、他社製品との互換性がなく、製造者でなければ、部品の調達や施工は困難である。</p> <p>下記業者は、機器の点検・改修業務を行っており、専用部品の調達、設備の改修が行える唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法 人 名：パナソニック環境エンジニアリング株式会社</p> <p>所 在 地：東京都港区港南2丁目12番26号港南パークビル</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 16 日
※ 契約金額	6,160,000 円（消費税を含む）
履行期限	契約締結日の翌日から令和3年2月28日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	中小企業雇用関係相談業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中小企業の経営環境が急激に悪化しているため、雇用を維持するための雇用調整助成金や就業規則等に関する相談、助言を必要とする中小企業事業者に対して社会保険労務士による無料相談を実施する。</p> <p>これら業務は、雇用・労務管理に関する専門的資格を有する社会保険労務士に業務を委託する。</p>
選定理由	<p>新型コロナウイルス感染症拡大による休業、営業自粛など区内中小企業の経営環境が悪化している。この状況下において、休業に伴う雇用維持を目的とする雇用調整助成金の利用申請や、テレワークに対応すべく就業規則の見直しなど、雇用関係相談に迅速に対応する必要がある。これら相談に応じるためには、社会保険労務士による相談窓口の設置が必要である。</p> <p>下記業者は、社会保険労務士を組織化しており、一定数の社会保険労務士を速やかに調整、配置し、業務に対応しうる千代田区内の唯一の団体である。また千代田区内の中小企業の実態に精通している。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>社名：東京都社会保険労務士会 千代田統括支部</p> <p>住所：東京都千代田区神田三崎町 3-3-1-4 階</p>
※ 契約年月日	令和2年6月17日
※ 契約金額	25,104,000円（消費税を含む）※単価契約のため契約金額は支出限度額
契約期間	令和2年6月22日から令和3年3月31日まで
担当課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

572

## 特命随意契約理由書

件名	特別企画展に係る展示資料の額装業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和3年度千代田区教育委員会主催の特別企画展「浮世絵をうる・つくる・みる—紀伊国屋三谷家コレクションより—」(仮)の開催につき、展示資料の額装に係る業務一式を行う。
選定理由	<p>① 文化財の魅力を高める額装技術</p> <p>特別展で展示使用する資料は、三谷家より千代田区に寄託された浮世絵である。</p> <p>今回額装する浮世絵は、区指定文化財であり、展示にあたっては事故等による棄損を防止するとともに、見るものに浮世絵の魅力や価値が十分に伝わるよう、個々の浮世絵の図版に応じて額をあつらえる。</p> <p>下記業者では、実物をより引き立てる額を独自に仕立てており、額装の際には、和紙を使って独自に設計・製造したコーナーでマットに浮世絵を固定することで、現物と親和性が高く、貴重な文化財を傷つけない展示を行うための技術を有している。</p> <p>② 多数の経験と実績</p> <p>下記業者は、練馬区立美術館、府中市美術館、茅ヶ崎市美術館など23区および近隣の公立館において、浮世絵資料額装を数多く手がけ、豊富な経験と実績を有しており、浮世絵の取扱いも熟知している。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社テラ</p> <p>住所 東京都練馬区石神井町 8-51-19</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 19 日
※ 契約金額	4,517,150 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

554

件名	ちよだ元気アップ運動器機能向上事業業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	高齢者の運動器機能向上を、マシントレーニングなどを通して行うことを目的とした教室を開催し、そのために必要な知識・運動法を習得し、参加者自らが運動実践者のモデルとなるよう育成するとともに、教室が地域全体の介護予防推進を目指す。
選定理由	1. 導入年度 平成 27 年度 業務開始 2. 対象 指定管理基本協定第 11 条第 1 項第 4 号に準拠 3. 継続年数 5 年 事業実績評価も良好である。 本業務は、千代田区立スポーツセンターで実施しているため、当該施設の指定管理者である下記事業者により履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上のことにより下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 美津濃株式会社 東京支店 住所 東京都千代田区神田小川町 3 丁目 1 番地
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 22 日
※ 契約金額	1,197,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 2 年 7 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	委員会会議システムリプレース業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： <u>物品・委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和2年6月25日に議決を得た「委員会会議システム及びAV機器の購入」により調達する機器を、既存の委員会会議システムをリプレースし、議場の既設機器と接続してシステムを再構築する。
選定理由	議会運営システムは、「議会活動条件整備等検討会」等の議論を経て、平成19年5月の新庁舎竣工時に導入し、下記業者が開発した「議会運営専用ソフト」を使って構築している。 本リプレース業務は、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、改修時の不具合等の原因究明や故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 東和エンジニアリング 住所 東京都千代田区東神田1-7-8
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 26 日
※ 契約金額	11,550,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年8月31日
担当課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

553

### 特命随意契約理由書

件名	防災ラジオ等の購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	災害時等における情報伝達手段として、避難行動要支援者名簿に登録されている人の世帯や区内聴覚障がい者へ防災ラジオ等を配付するために購入する。また、戸別受信機を大規模マンションや民生委員・児童委員へ配備・配付するために購入する。
選定理由	本件の防災ラジオ等は、既に導入している防災行政無線戸別受信機の送受信システム等と連携可能であることに加え、既設の機器、設備等と密接不可分の関係にあり、同一の機器以外では一体として故障発生時の迅速な原因究明・故障修理などの対処が困難になり、業務の履行を達成できない。また、本件の防災ラジオは、通常のラジオと異なり、総務大臣より免許を受けた唯一の免許人である下記事業者のみが販売を行っている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 東京テレメッセージ株式会社 住所 港区西新橋2-35-2
※ 契約年月日	令和 2年 6月 26日
※ 契約金額	76,202,500 円 (消費税を含む)
納入期限	令和3年1月29日まで
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	千代田区立図書館 施設予約システム改修業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区立図書館システムのうち、施設予約システムについて、利用者の操作性向上を目的として、機能及び設定の追加を行うもの。
選定理由	1. 導入年度 平成 29 年度 (特命随意契約) 本業務は既存システムの改修であるため、既存システムと密接不可分の関係にあり、同一システムの構築事業者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由から、現行の図書館システムを構築し、運用・保守を行っている下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 住所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 29 日
※ 契約金額	2,310,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年9月15日
担当課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。



特命随意契約理由書

577

件名	保育園入園選考システム導入業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	保育園等の入園にあたり、申請者の優先順位やきょうだい同時入園など、職員が長時間かけて手作業で行っている複雑な選考を、最適且つ迅速に処理する。
選定理由	<p>本区の保育需要は年々増加しており、保育施設についても増加傾向である。現在保育園等の施設数が30あり、来年度にはその数を超えることが想定されることから、システムの導入にあたっては、下記の要件が必須となる。</p> <p>入園希望として申請時に全ての園を選択することが可能であるため、パッケージソフトの標準機能として、31施設以上を選択して優先順位やきょうだい同時入園などの判定を行えること。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に限られる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社両備システムズ</p> <p>所在地 岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 29 日
※ 契約金額	13,096,380 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	政策経営部企画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	区立富士見小学校4階多目的スペース普通教室化工事
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	富士見みらい館（富士見小学校） （千代田区富士見1-10-3）
概要	・多目的スペースに間仕切りを設け、普通教室を設ける。
選定理由	富士見みらい館は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し維持管理業務を実施している。 共立建設株式会社は、アンファン富士見株式会社の構成員であり本施設の建物保全業務業者である。従って、本施設の建物に精通しており短期間で正確かつ確実な業務を行える事業者である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	法人名：共立建設株式会社 所在地：東京都渋谷区道玄坂1-16-10
※ 契約年月日	令和2年6月30日
※ 契約金額	10,670,000円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年9月10日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	統合型 GIS システム仮想基盤構築作業
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本区にて導入済みの統合型 GIS システムについて、バージョンアップに伴い OS を変更 (CentOS) する必要があることから、当該システムを全庁 LAN システムネットワーク仮想基盤へ搭載するための仮想マシン (1 台) の設計及び構築作業を実施する。
選定理由	<p>下記業者は、平成 28 年度に全庁 LAN システム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。</p> <p>統合型 GIS を搭載させるため、全庁 LAN において設計及び構築を実施する必要がある。</p> <p>本業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>よって、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>会社名 東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所在地 港区港南 1-9-1</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 / 日
※ 契約金額	1,373,900 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 2 年 9 月 30 日まで
担当課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	本庁舎サーバ室電源設備停電対応業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本区本庁舎サーバ室における電源増設工事に伴い、停電の影響がある本庁舎サーバ室分電盤配下の機器及び関連機器に対して、バックアップ、ネットワーク機器並びに IP 電話システム等の停止を行う。
選 定 理 由	<p>下記業者は、平成 28 年度に全庁 LAN システム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。</p> <p>本庁舎サーバ室における電源増設工事に伴い、分電盤配下の機器及び関連機器についてバックアップなどの停電対応を実施する必要がある。</p> <p>本業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>よって、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>会 社 名 東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所 在 地 港区港南 1-9-1</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 1 日
※ 契約金額	891,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 2 年 9 月 30 日まで
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	全庁ネットワーク統合仮想基盤構築検討および構築支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	総合住民サービスシステム、総合行政システム、全庁LANシステムのリプレースにあたり、それぞれのアプリケーションを動作させるための統合仮想基盤を新たに構築する。構築にあたってそれぞれのシステムの全体最適化や総務省新強靱化モデルに合致したセキュリティの確保等についての専門的な検討と実際の構築に必要な支援に関する業務を委託する。
選定理由	現在稼働しているそれぞれのシステムを新たに構築する統合仮想基盤で再構築し円滑にリプレースを行うためには、現在のシステムについて熟知している必要がある。また、リプレースの際のセキュリティの確保のためには千代田区のセキュリティの現況とリプレース後に求められるセキュリティの要件について専門的な知識を有する必要がある。下記事業者はそれぞれのシステムの導入時より専門的な支援を担当しており、千代田区のシステムやネットワークについて最も精通している。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たす者が1者に特定される。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：アクレスコ株式会社 住所：東京都大田区平和島4-1-23
※ 契約年月日	令和 2 年 6 月 30 日
※ 契約金額	13,860,000円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日～令和3年3月31日
担当課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

727

**特命随意契約理由書**

件名	全町会婦人・女性部長研修懇談会開催に伴う飲食物の供給等業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品</u> ・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	日頃から地域コミュニティ振興に尽力している各町会の婦人・女性部長を労うとともに、区政に関する幅広い情報交換と婦人・女性部長相互の親睦を深めるため、研修・懇談会を開催する。
選定理由	本件は、飲食物の供給単価を決定したうえで実施するものであり、競争性がないことから、「全町会長懇談会に使用する会場の選定に関する基準」により、ホテルメトロポリタンエドモント、ホテルニューオータニ、ホテルグランドパレス、帝国ホテル東京、ザ・キャピトルホテル東急の5施設で順番に開催している。昨年度はホテルメトロポリタンエドモントで開催したため、ホテルニューオータニ以下、基準に則り順次ホテル側と調整したところ、ホテルメトロポリタンエドモント以外の4施設については、日程その他の調整がつかず、予約を確保することができなかった。したがって、ホテルメトロポリタンエドモントを契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本ホテル株式会社 ホテルメトロポリタンエドモント 住 所 千代田区飯田橋3-10-8
※ 契約年月日	令和 2年 6月 1 日
※ 契約金額	2,196,312 円 (消費税を含む) <small>※ 締結日の契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年9月27日
担当課	地域振興部コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。